

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 教授会は、研究科に係る次の各号に掲げる事項について審議し、総長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）第2条第1号から第4号までに掲げる者の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他特定有期雇用教職員就業規則第7条第1項、第11条第1項、第13条第1項及び第16条により準用する国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下第33条第1項第2号において「教員就業特例規則」という。）の規定によりその権限に属するものとされた事項</p> <p>(5) } (略)</p> <p>2・3 } (中 略)</p> <p>第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 ウイルス・再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 経済研究所 数理解析研究所 <u>原子炉実験所</u> 霊長類研究所 東南アジア地域研究研究所 i P S細胞研究所</p> <p>2 前項に掲げる研究所（以下「附置研究所」という。）の目的は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>3 附置研究所のうち、化学研究所、人文科学研究所、ウイルス・再生医科学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、経済研究所、数理解析研究所、<u>原子炉実験所</u>、霊長類研究所及び東南アジア地域研究研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第18条 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>(4) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他特定有期雇用教職員就業規則第7条第1項、第11条第1項、第13条第1項及び第16条により準用する国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下第33条第1項第2号において「教員就業特例規則」という。）の規定によりその権限に属するものとされた事項</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 ウイルス・再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 経済研究所 数理解析研究所 <u>複合原子力科学研究所</u> 霊長類研究所 東南アジア地域研究研究所 i P S細胞研究所</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 附置研究所のうち、化学研究所、人文科学研究所、ウイルス・再生医科学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、経済研究所、数理解析研究所、<u>複合原子力科学研究所</u>、霊長類研究所及び東南アジア地域研究研究所は、国立大学の教員その他の者で</p>

改正前	改正後
<p>所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第33条 教授会は、附置研究所に係る次の各号に掲げる事項について審議し、総長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定有期雇用教職員就業規則第2条第1号から第4号までに掲げる者の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他特定有期雇用教職員就業規則第7条第1項、第11条第1項、第13条第1項及び第16条により準用する教員就業特例規則の規定によりその権限に属するものとされた事項</p> <p>(3) } (略)</p> <p>2 } (中 略)</p> <p>第7節 全国共同利用施設 (全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 京都大学に、学術研究の発展に資するための施設として、次に掲げる全国共同利用施設を置く。</p> <p>学術情報メディアセンター <u>放射線生物研究センター</u> 生態学研究センター 野生動物研究センター</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第33条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 特定有期雇用教職員就業規則第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他特定有期雇用教職員就業規則第7条第1項、第11条第1項、第13条第1項及び第16条により準用する教員就業特例規則の規定によりその権限に属するものとされた事項</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>第7節 全国共同利用施設 (全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 京都大学に、学術研究の発展に資するための施設として、次に掲げる全国共同利用施設を置く。</p> <p>学術情報メディアセンター</p> <p>生態学研究センター 野生動物研究センター</p> <p>2～9 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>